

15のいす

—正しい裁判とは何かという難題—

最高裁判所判事
木内道祥



裁判官が正しい裁判をしないとイケないのは当たり前だが、多くの国では、正しくない裁判として問題にされるのは、買収されたり恫喝されたりした裁判官による裁判であり、裁判制度に関する国際的な会議での主要議題の一つが、裁判官に対する買収や恫喝の防止策である。

この点は、我が国は大違いであり、我が国では、当事者からはもちろん、他のいかなる者からも、裁判手続に登場しない働きかけを受けずに裁判をするという、正しい裁判の前提条件は充たされている。

そこで、我が国の裁判官は、ただただ、自らが正しいと思う裁判をすればよいことになり、また、そうしているのであるが、正しい裁判といえる理由が他から干渉されないからというのでは当たり前すぎるから、なぜこれが正しいといえるのか、と考えることになる。

しかし、これが難しい。

争っている当事者の片方に旗をあげることになる裁判は、双方から祝福されることがないのが宿命である。勝者は勝ったから裁判をたたえ、敗者は負けたから裁判をそしめるもの、どちらも、勝ち負けの理由には関心を持たない、それこそ裁判官が苦心したところなのに、ということが、往々にしてある。

祝福されようが呪われようが、決めないとイケないのが裁判であり、いつまでも決めないことは裁判制度の「自殺」である。裁判には立証責任というツールが用意されている。それに頼ることはさほど多くはないが、裁判は、裁判官がわからないから決められないとの言い訳は許されない仕組みになっているのである。

かくして、裁判官はこれが正しいと決めるのであるが、決めたから正しいというロジックは成り立たない。決めた後でも、それがなぜ正しいといえるのか、という問いは残っている。それが難しい所以である。

(きうち・みちよし)